

平成 2 0 年 度

事業計画書

学校法人 椋山女学園

目 次

1	教育理念「人間になろう」の実践と本年度の方針	1
	I. 平成20年度事業計画を策定するにあたって.....	1
2	学園に関する事項	2
	I. 学園.....	2
	II. 事務局.....	2
	III. センター.....	5
3	椋山女学園大学に関する事項	7
	I. 平成20年度の基本方針.....	7
	II. 教育分野.....	7
	III. 研究分野.....	9
	IV. 学生募集.....	9
	V. 学生支援.....	9
	VI. 国際化.....	10
	VII. 図書・学術情報.....	10
	VIII. 生涯学習・社会連携.....	11
	IX. 管理運営.....	11
	X. 社会貢献.....	11
4	椋山女学園高等学校・中学校に関する事項	12
	I. 平成20年度の基本方針.....	12
	II. 教育活動.....	12
	III. 生徒指導.....	13
	IV. 進路指導.....	13
	V. 安全管理.....	13
	VI. 保健管理.....	13
	VII. 職員研修.....	14
	VIII. 保護者との連携.....	14
	IX. 施設・設備.....	14
	X. 生徒募集計画.....	14
	XI. 図書館活動.....	14

5	椛山女学園大学附属小学校に関する事項	16
I.	平成20年度における基本方針	16
II.	教育活動	16
III.	生徒指導	17
IV.	安全管理	17
V.	保健管理	17
VI.	学校運営・組織運営	17
VII.	職員研修	17
VIII.	保護者・地域との連携	17
IX.	施設・設備	17
X.	児童募集計画	18
6	椛山女学園大学附属幼稚園に関する事項	19
I.	教育方針	19
II.	教育目標	19
III.	安全管理・保健管理	20
IV.	保護者との連携	20
V.	地域への開放・発信・連携	20
VI.	教育相談体制	21
VII.	組織運営	21
VIII.	研修	21
IX.	施設・設備	21
X.	特別支援・連携	21

1 教育理念「人間になろう」の実践と本年度の方針

I. 平成20年度事業計画を策定するにあたって

椋山女学園の教育理念「人間になろう」という人間尊重の精神を学園教育の中で主体的に活かしていくことは今日きわめて大きな意義があるといえる。今後も本学園は一同「人間になろう」の実践のために教育活動に邁進していきたい。

平成20年度は平成19年度に引き続き、次の4点の基本方針を掲げて事業活動を行うこととする。

- ①今日「生きる力」「人間力向上」など「知識基盤社会」における人材育成などが強調されているが、学園の教育理念「人間になろう」を引続き堅持し、さらにその具現化を図る体制を構築する。
- ②女性教育の今日的意義を明確にしなが、当面幼稚園を除き女性教育を堅持していく。
- ③危機をチャンスとして捉えるような積極的な「攻め」の姿勢を持った経営方針を貫き、幼稚園から大学、大学院までの研究・教育内容の充実を図り、一貫教育をさらに強化するために、教職員の英知と総力を結集して経営を行う。
- ④健全な財政を樹立し、教育・事務組織を強化し、経営の安定化を図る。職員ひとり一人の力が十分に発揮され、学園として一体感のある風通しのよい運営を行う。

2 学 園 に 関 す る 事 項

I. 学園

1. 内部監査体制の充実

学園の法令遵守と社会的責任を果たし、社会から信頼される学園づくりのため、内部監査を行う。監査内容及び範囲について検討の上、内部監査計画を策定して実施する。監査法人等が主催する研修会に積極的に参加し、内部監査の知識を深める。

さらに、「管理・監査ガイドライン」に基づく監査室業務に関連して、公益通報者保護規程の制定を行う。公益通報者の解雇等の禁止や不利益取り扱いを禁止することにより、学園の自浄能力の向上を行い、コンプライアンスに資する。

2. 学園エコ対策事業の推進

平成19年度は、理事長の諮問機関としてエコ対策推進委員会を設置し、具体的なエコ対策事業の検討と展開を行ってきた。平成20年度は、学園のエコ対策の基本方針を定め、エコ対策に関する個別具体的な事案に対して、適切かつ迅速に対応できるよう、学園のエコ対策事業の活性化を図る。

あわせて、エコ通勤やキャンパス内喫煙禁煙問題等についても検討を行い、本格的にエコキャンパス作りを推進する。

3. 相山歴史資料館（仮称）設立準備

平成19年度の準備委員会設置に続き、平成20年度は、将来の「相山歴史資料館」設立に向けて、資料の整理・収集及び資料館構想について検討する。また、平成20年度は、「臨時資料館」（仮称）を開設する方向で、100年史編纂時等ですでに収集されたものや、年表、年史、視聴覚資料等を有効に展示・活用できるように整備し、学生・生徒・児童・園児とその保護者や、卒業生の利用に供しうるものにする。

II. 事務局

1. 事務組織改革

平成19年9月、新事務組織が始動した。教育研究支援の充実、大学事務部と学園事務局との一体化、センター事務の強化、学生に対するサービスの向上等、新事務組織が目指す趣旨に添って、始動後の各所属部署での問題点等を検討・協議し合いながら、現場においてより確固とした具現化を図っていく。

2. 文書管理・規程管理の合理化

文書作成の標準化（一般文書の起案・作成の標準化）、文書の流れの合理化（文書取扱・整理の合理化、決裁手続の簡素化）及び文書保存の合理化の諸点に留意しつつ、文書管理について見直しを行う。平成20年度は、特に、学外文書（とりわけ官公庁等の重要な行政文書）の収受、回覧周知、保存についての見直しを行う。

平成19年度、学園内部規程の制定手続きの明確化とその周知を行ったが、平成20年度も周知の徹底を図るとともに、習熟度に応じた規程に関する研修会を実施する。

3. 業務の効率化及び人材育成

大学事務部と学園事務局を一本化することによる重複業務の削減、学生へのワンストップ・サービス実現等を目的として、平成19年9月に新事務組織に移行した。新事務組織が目指した理念を徹底するためには、事務職員の意識改革及び職務能力の向上が不可欠であるため、スタッフディベロップメントを推進し、そのための仕組みを構築する。

4. 雇用の管理の適正化

平成19年度は、労働契約法の制定、雇用対策法及び短時間労働者の雇用の改善等に関する法律が改正された。改正後の労働関係法令に基づき雇用管理が適正に行われているかの点検を早期に行い、不備な点を発見した場合はすみやかに諸規程の改正を行う。

5. 自己点検評価（学校評価）の実施

大学の自己点検評価、第三者評価については、平成16年度から認証評価制度が導入され、文部科学大臣が認証した機関の評価を定期的に受けることが義務付けられた。本学では認証評価機関のひとつである大学基準協会に申請し、平成18年度に「同協会の大学基準に適合している」との認定を受けた。ただ、その際に同協会から指摘のあった「勧告」や「助言」については、真摯に受け止め、改善に向け抜本的に是正し、平成22年度に提出する改善報告書に対応していく。

また、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の学校評価については、平成19年度に学校教育法及び学校教育法施行規則が改正され、自己評価の義務化と学校関係者評価の努力義務化が規定された。本学の各学校においては、従来より自己評価を実施しているが、法改正による「学校評価ガイドライン」に基づく評価方法に改め、重点目標の設定や具体的取組の改善を図り、教育の水準の向上と学校運営の改善と発展を目指し、実施していく。

6. 競争的資金獲得のための方策

文部科学省などが実施する各種競争的プログラム（GP）に代表される大学教育改革の支援は、他の補助金が減額される状況に反して、充実強化されてきている。これらの競争的資金の獲得は、教育活動の資金的援助になるばかりでなく、本学の教育環境がさらに充実され、地域社会への貢献としての地位を確保できるため、各種競争的プログラムの採択に向け、教育支援体制を強化し、具体的な施策を実施する。

また、外部研究資金（科学研究費補助金、その他の学外研究助成金、受託研究費等）の獲得は、単なる学園財政上の問題を超越して、その採択自体が研究の社会的評価を伴っていることを教職員全員が認識し、今後はより積極的に助成等の申請を行って採択されるよう努め、研究機関として、研究環境の推進を図れるよう、外部研究資金獲得に向け効果的かつ適切な研究支援体制を整える。

7. 研究費等の不正防止への取り組み

平成19年9月から科学研究費補助金等公的資金に係る不正防止のため「椋山女学園における研究費等の管理・監査ガイドライン」を実施しており、平成20年4月からは、科学研究費補助金等公的資金以外の全ての経費及び全ての学校についても本ガイドラインを適用し、不正防止の徹底を行う。

8. 広報活動計画

競争条件の激化の下で勝ち抜いていくためのブランド力強化と、学園の独自の価値や活動を積極的に社会に発信し、社会から支持される学園の評価を強化する。

戦略的広報活動としては、次の3点を中心に行う。(1)教育理念「人間になろう」と独自の価値を主張し、アイデンティティの確立と競合校との差別化を徹底する。(2)大学と学部の特徴を強化するとともに、総合学園としてブランド力を強化する。(3)大学ならびに幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の募集力を強化する。

積極的情報開示としては、学園運営に関わる多様な関係者に対して、学園の理念、経営方針、活動、事業計画、財務状況、監査、自己点検評価、認証評価などを積極的に開示し、社会的評価と信頼を強化する。また、マスメディアの積極的活用（パブリシティ）とホームページ・広報制作物の充実を行う。

9. 新しい予算制度の確立に向けた取り組み

少子化、私立大学経常費補助金の削減を始めとし、学園の経営は決して楽観できない厳しい環境にある。そうした中で、新たな事業展開を積極的に進めるために、これまでの予算執行及び事業内容を見直し、無駄な経費を削減し、かつ、必要なところに重点的に配分できるよう見直しを行う。

また、事務組織の変更に伴い、法人と大学の事務が融合したことにより、これまでの経常費予算配分の仕組みを抜本的に見直し、より効率的な予算執行ができるよう検討する。

以上により、柔軟性を持った新規予算制度の構築を目指し、平成21年度からの実施に向けた準備を行う。

10. 経費削減

全ての職員が、コスト意識を持つよう積極的な仕組みづくりを行う。その主な実例は次のとおりである。(1) コピー用紙、トイレトーパー、その他大量に消費する物品の一括購入の検討。(2) 備品、その他の物品の再利用・リサイクルの奨励。(3) 消耗物品等の予算単位ごとによる共同購入の奨励。(4) 随意契約を見直し競争入札の積極的利用。

11. 私立大学経常費補助金の獲得

平成19年度の私立大学経常費補助金については、全体において1%の削減となったが、実際に学園が受けた補助金額は、算定基準が変更されたことに伴い、特別補助では、前年度並みである一方、一般補助では、対前年度比で74百万、15%の減額となったことから、大学の行う様々な事業、業務を、新しい基準と照合し、再検討を行い、私立大学経常費補助金の更なる獲得に取り組む。

12. 施設整備・教育研究充実のための寄付金の募集

平成20年度も引き続き、学園の施設設備の拡充及び教育研究の充実に資することを目的として、入学後の新入学生の保護者に対し、「施設整備・教育研究充実のための寄付金」を募集する。寄付者に対する説明責任を果たすためにも、寄付金による事業の実施状況を公開し、さらなる理解と協力を呼びかけていく。

13. 施設充実計画

施設の老朽化に伴う所要の更新を行うほか、教育環境のさらなる改善、また緊急地震に対応する設備新設など、資産の適正な管理を行う。平成20年度に整備する主な施設計画は次のとおりである。

- (1) 国際コミュニケーション学部棟改修工事
- (2) 緊急地震速報システム工事
- (3) 建物保全計画

【星が丘キャンパス】

【日進キャンパス】

文化情報学部メディア棟 (B階カビ対策工事)	2号棟 (屋上防水工事)
図書館 屋内消火栓・高架水槽更新工事	2号棟 (屋上目隠しルーバー)
学園センター電話交換機ソフト追加工事	1号棟・2号棟渡り廊下屋根シール打ち替え工事他
非常放送・警報機更新工事	井水ろ過装置改修工事
教育学部棟音楽棟空調工事	

【山添キャンパス】

スポーツセンター器具庫換気設備工事
小学校 外装補修工事

(4) 設置学校等の主な教育施設充実計画

【星が丘キャンパス】

【日進キャンパス】

教育学部 ML教室の整備	MMS教室の床の改修
駐輪場の増設	
植栽計画	

【山添キャンパス】

和風館調光器、配電盤取替え
和風館屋根葺き替え工事
和風館空調機新設工事

14. 大学施設の修繕への対応

大学施設の修繕については、必要な箇所の早期把握と、修繕への対応を迅速に行う。

15. 防災・安全対策への取り組み

平成19年度に続き、大学においては防災訓練を実施する。また、警備員を配置し、セキュリティの強化など総合的な防災・安全対策を行う。

○警備員勤務時間基本系

【星が丘キャンパス】	2名	(女性警備員	10:30	～	19:30)
	1名	(男性警備員	8:30	～	21:00)
【日進キャンパス】	2名	(男性警備員	8:30	～	20:00)
【山添キャンパス】	1名	(男性警備員	9:00	～	16:00)

16. バリアフリー対策

施設について、障害者の目線で見直し、バリアフリーに対する施設改修等の対応方法を検討する。

Ⅲ. センター

1. 学園情報センター

校内のパソコン利用環境を順次整備し、学生及び教職員のパソコン利用環境を安定して提供するとともに、機器の高性能化・高機能化及びソフトウェア/コンテンツの拡充を進めることとする。

ネットワーク監視システムの導入、サーバの更改等を通じて、統合・高速化・高機能化の作業を順次進めることにより、安定したネットワーク環境及びサーバ環境の運用を図る。

また、電子情報セキュリティ対策を安定的に運用するとともに、学内規程、ガイドライン等の見直しを順次実施し、平成20年度においては、運用の中核となる電子情報セキュリティ管理者に対する啓発、各学校と連携した学生生徒等に対する啓発を実施する。

2. 椋山人間学研究センター

椋山人間学研究センターの展開する5プロジェクト(①総合人間論 ②女性論 ③人間発達論 ④環境と人間 ⑤日本・アジア文化と人間)を通じて、新たな人間についての「知」の調査研究及び開発を行うとともに、学外研究者を招聘しシンポジウムを開催することにより、研究活動のより一層の進展を図る。

また、「人間」をテーマにした講座の開催、センターの研究活動をまとめた年誌『椋山人間学研究』の発行及び少人数制の自主講座の開講を通じて、研究成果を広く学内外に向けて発信することにより、積極的な社会貢献及び学術の振興に資することを目指す。

3. 栢山女学園食育推進センター

食育基本法制定（平成17年）により、子どもたちが生涯にわたって心身の健康を増進する健全な食生活を実施する力をつけるために、家庭・学校・保育所・地域などを中心に国民運動として食育に取り組んでいくことが国民的な課題であると示され、平成19年度、「栢山女学園食育推進センター」を設置した。幼稚園から大学・大学院を擁する本学園は、この課題に真正面から取り組み、本センターでは、知育・徳育・体育の基礎となるべき「食育」を人間教育の一環に位置づけ、食育に関する事業を総合的かつ計画的に推進していくことにより教育理念「人間になろう」の具現化を目指す。

平成20年度は、「食育に関する講演会の開催」、「食育関連事業への支援」、「ホームページを通じた情報発信」を積極的に行うとともに、本学園の幼稚園から大学に在籍する園児、児童、生徒、学生を対象に「食育に関する調査」を実施し、学園内の食育の実態を把握することにより、より効果的な食育推進活動を展開していく。

4. オープンカレッジセンター

「人間になろう」という教育理念に基づき、オープンカレッジセンターでは、生涯学習の場及び本学学生の教育支援の場として学習の機会を提供する。特に、生涯教育として性別年齢を問わず学ぶ意欲のあるすべての方々に、地域貢献の一環として、地域との交流をさらに深めていくことを目指す。

3 梶山女学園大学に関する事項

I. 平成20年度の基本方針

高等教育そのもののグローバル化が進む中、明確な「学習成果」を重視する国際的な流れを踏まえつつ、我が国の「学士」の水準の維持・向上、そのための教育の中身の充実を図っていく必要がでてきている。また、我が国は顕著な少子化、人口減少の趨勢の中、「入口」では「大学全入」時代を迎え、教育の質を保证するシステムの再構築が迫られる一方、「出口」では経済社会からイノベーションや人材の生産性向上に寄与することが強く要請されているため、中央教育審議会大学分科会では「学士課程教育の再構築」が喫緊の課題となり、中央教育審議会の答申においても「教養教育や専門教育等の総合的な充実」等が重点施策として位置づけられ、「21世紀型市民」の育成を目指し「多様で質の高い学士課程教育を実現する」ことが謳われている。本大学においては、こうした答申の内容を踏まえて、学部・大学院を通じて、学士・修士・博士といった学位を与える課程中心の考え方に再整理したうえで、教養教育科目や専門教育科目についても再検討し、学則改正へと進めていく。

平成20年度は、大学改革審議会において、「教養教育科目の学部共通化」、「情報リテラシー教育の充実」、そして「『人間論』の確立」について重点的に審議し、多様で質の高い学士課程教育の実現を目指す。まず、教養教育科目については、大学設置基準大綱化以降の教養教育科目の現状を分析し、全学部での共通化を検討する。次に、情報リテラシー教育については、教養教育科目の範囲内で、学生にとって最低限必要な情報知識、技能及び倫理を修得することを目的とし、一層の充実を図る。そして、全学共通科目『人間論』については、学園の教育理念「人間になろう」を具現化することを目指し、学生に「人間とはどんな存在か」について必要な知識を授けるとともに、学生自身の可能性を開発し、将来の生き方や働き方についての見識を培うことを目的とし、教育理念の推進を図る。

さらに、各学部においても、専門教育科目を見直して、教育内容や環境を整備し、充実させることによって、専門教育の質の向上・学生の主体的な学習能力の向上を図る。

II. 教育分野

1. 教養教育

平成20年度は、大学改革審議会において、大学設置基準大綱化以降の教養教育科目の現状を分析し、全学部での教養教育の共通履修を図ることによって、梶山女学園大学としての「学士力」を身につけさせる事を検討する。その中で、「情報リテラシー」については、平成21年度実施に向けて、全学部での共通認識を図っていく。

2. 学部教育

<生活科学部>

管理栄養学科では、保健・医療・食品関連分野で活躍できる管理栄養士を養成するため、専門教材の整備により、授業、実験及び卒業研究の質の向上、スキルの強化を図る。また、科学技術の進展にあわせて、実験環境を整備し化学実験のレベルアップを図る。

生活環境デザイン学科では、専門教育の充実を図るため、情報機器を整備する。また、建築士受験資格認定基準の改定により、平成20年度から新たに開設する「測量学および実習」に向けて教育環境整備を行う。

<国際コミュニケーション学部>

学生の主体的な英語運用能力向上を支援する「英語実践プログラム」のさらなる充実を図るため、関連科目の再編成や教育環境整備を実施する。具体的には、学部の英語学習リーダーグループを作り、リーダーとして先輩が活躍することにより、後輩に学生主体の学習方法を伝達する学習体制を構築し、プレゼンテーション能力及びディスカッション能

力の向上を目指す。そのための場として、「Language Lounge」(仮)を新設し、現在のセルフアクセスセンターを拡充することで教育環境の整備を行う。

また、学生による自己表現能力の向上を目指すために、学生自身の投稿・編集による『言語と表現』(作品集)、学生の卒業論文及び教員の論文等を掲載する『言語と表現』(論文集)を刊行する。

さらに、学部棟の改修に際し、平成19年度の新しいエレベーターの設置、学生控え室などの刷新に加え、研究室、教室及び講義室の内装の刷新とAV機器、IT設備のさらなる充実を図るなどして、教育環境整備を実施する。

<人間関係学部>

学部開設時の人間と人間関係上の今日的課題を学際的・統合的に教育研究するという設置の趣旨を堅持しながらも、ユニバーサル段階を迎えた学部教育のあり方を模索するとともに、開設からの20年間の学部教育を総括し、教育体制の検討と将来へ向けてのあり方を構想する。

学部授業のなかでも特徴的なケースメソッド・演習においては、学習の意義及び成果について検証する。

また、学生の適正な教育環境を整えるため、景観計画を策定し、施設設備として防水工事を実施する。

<文化情報学部>

学部開設以来の「文化」「情報」「人間」をキーワードに、学生の関心と意欲を考慮して、専門教育のさらなる充実を図るとともに、それと並行してバランスの取れた実践力溢れる女性の育成を目指して基盤教育の一層の充実も図る。

また、ICT技術を使った参加型授業や学生同士での学習等に対応可能な環境を整備し、情報社会に即応できる情報知識や情報技術を兼ね備えた人材を育成する。また、スタジオ設備の機材の更新・導入によって、学生に先端の映像制作指導を実施し、メディア教育の充実を図る。

さらに、情報技術の進歩の実態とその活用の試みなどを学習させるため、ICT技術開発の現場、その他施設などの視察研修を行うとともに、コミュニケーションと文化交流の能力を向上させるために、異文化理解と語学教育を拡充させる。

<現代マネジメント学部>

カリキュラムの見直し等を含め、より高度なマネジメントを学習させることでキャリア教育の一層の充実を図る。特に、企業分野、地域・公共分野、国際分野の三つの柱から成るマネジメントフィールドから女性の発想を生かせるマネジメントのスペシャリスト養成の一環として、将来の学生のキャリア・アップとして、当該担当教員が細かく指導できる公務員、税理士、行政書士、中小企業診断士、簿記、FP等の資格関連の書籍や設備等、キャリア教育環境の充実に努める。さらに、語学教育の一層の充実を目指して視聴覚設備の更新も図る。

<教育学部>

平成19年度新設した学部として、平成20年度は学部設置目的である教師・保育士養成の効果的なカリキュラムの開発とともに、学年進行的に開設される新規科目の教育内容及び教育環境の整備を行う。

教師・保育士としての実践力を高めるために、教育現場の体験型授業の充実、ピアノ個人レッスン等音楽環境の充実、教師・保育士等の現場実務家の招聘、「体育指導法」のチーム・ティーチング等を実施する。また、感染症に対する正しい知識を伝授し、抗体検査を行って、教育実習や保育実習に備える。

3. 大学院教育

<生活科学研究科>

時代の変化や社会のニーズに対応した教育・研究環境の整備を実施する。人間生活科学専攻では実験室と控え室の分離により、実験系と調査系で独立した研究環境を整備する。生活環境学専攻では情報機器の整備により、最先端の専門分野研究に支障がないようにする。

また、大学院入学者、特に社会人入学者の増加を目指し、栄養教諭免許取得コースを設置し、それに伴う教育・環境整備や食育関連授業と専門教員の配置等も行う。

<人間関係学研究科>

人間関係に関する学際的研究の推進に向け、論集『人間関係学研究』に「人間関係に関する学際的研究の20年」と題する特集を組み、これまでの研究を総括するとともにこれからの課題を明らかにする。

また、社会学及び教育学領域の教育課程の魅力化に取り組み、社会人の積極的受け入れ増加を目指す。

4. 教育方法の改善活動

委員会を中心にFD活動の充実を図ることにより、教育内容のみならず、研究活動の報告、学生の意識と勉学ニーズを的確に把握し、大学全体の質的改善・充実を図る。また、現代マネジメント学部では、FD活動の一環として、現代マネジメント研究会を定期的に開催し、実業界との交流を図る。

また、多様で質の高い学士課程教育の実現を目指すため、補習授業（リメディアル教育）や入学前を含めた導入教育についての現状把握と他大学の状況研究を通して、新たに取り組む仕組みを検討し、各学部の独自性との関連を充分視野に入れ、学生が大学生活においても自分の可能性を最大限に引き出すことへの導きとなる本学独自のサポート教育の可能性を探る。

これらを実践するにあたり、大学独自の教育改善を模索して、質の高い大学教育プログラム等（GP）として採り上げられる取組を大学全体で考えていく。

III. 研究分野

教員の研究活動を推進するために、学園研究費の支給による研究活動の積極的な支援を行う。また、教員の研究活動の成果を発信するために、「研究論集」、「学部紀要」を刊行し、平成20年度からは、新たに「ディスカッションペーパー」を刊行することで研究成果を積極的に社会に公開する。また、研究機関として、科学研究費補助金など外部研究資金の獲得に向けて、具体的な数値目標や研究支援のあり方などを考え、今後の研究活動の活性化を図る。

IV. 学生募集

学生募集広報体制を見直し、募集活動及び広報活動を強化する。具体的には、高校生・保護者向けのオープンキャンパスの実施、東海地方で開催される大学展への参加、高等学校への訪問や教員対象大学説明会を実施する。また、入学広報媒体である受験雑誌、新聞、交通広告、インターネットを利用した広告など効果の期待できる媒体を精査し、効果的な広報活動を行う。新設された教育学部では、ふれあい体験、その他の高校生向け大学体験講座の開講及び広報の充実を図る。

V. 学生支援

1. 授業環境支援

学生支援システム（S*map＝学生と教員・授業を結ぶ仕組）を始めとして、学生が事務的な手続きを極力意識しないで、勉学に励むことができるような体制の充実を図る。引き続き、各学生に授業に関する多くの情報を的確に提供できるよう、逐次システムの改善を行う。

また、学年進行に伴い、適時専門科目、ゼミ、卒業準備科目等に関するガイダンスを行い、学生の教育支援を行う。

これらを通じて、学生と教員、その授業に対するスムーズな知識吸収が図れるような体制で、知識、教養を豊富に身につけた学生を社会へ送り出すことへの支援を行う。

2. 資格取得

学部・学科の改組等に伴う学則改正に呼応して、適宜資格取得に関する指定科目の改定を行い、Student Handbook 等を通して適切に学生に対する資格取得支援を行う。

教職課程において平成20年度から複数免許状取得の制度化を進めると共に、教育学部の各資格取得、生活科学部の各資格取得への対応を始めとして、各学部を設定されている資格取得への支援を行う。

3. 学生生活・課外活動

新入生を対象にしたオリエンテーション及び研修合宿等の充実、学生相談室及び医務室のメンタルサポート体制の連携を図り、大学生活への早期適応を支援する。また、クラブ活動、大学祭等への支援も図っていく。

一方、施設（学生控室の充実、自転車置き場の拡充等）の改善、スクールバスの利便性向上のための必要な整備、AEDの適切な設置、学内全面禁煙に向けた取組など厚生補導面でのサービス向上を図り、学生の健康と安全に配慮したキャンパス整備を充実していく。

4. キャリアサポート・就職支援

学生の就職困難状況が年々加速しているため、従来にも増して就職支援の強化を行うとともに、平成19年度に開設した教育学部学生の対応と合わせて、新たな就職支援の展開を図る。

教育学部学生については、第1期生の卒業する平成22年度を目途に就職先の開拓を行うとともに、教員採用試験の2次試験に課される面接試験への対応力を高めるため、個別の模擬面接試験も実施する。

VI. 国際化

1. 留学生支援

交換学生については、平成20年度より長期ホームステイプログラムを廃止し、主として学生寮に滞在しつつ、週末を利用した短期ホームビジットプログラムを実施し、日本の家庭や文化・習慣などを体験するプログラムを構築する。

さらに、新たに交換学生への日本語教育全体に関わるコーディネーター（非常勤）を雇用し、日本語教育の拡充を図るとともに、異文化間交流をめざした体験学習を取り入れた留学生授業を展開することにより、魅力あるカリキュラムの充実を図る。

2. 国際交流活動

海外教育機関との相互交流の活性化、国際交流センターの役割の再検討や拡充などにより、椋山女学園全体の国際教育の基盤強化を目指す。そのため、ステイタスの異なる者同士の交換プログラム（①教育実習生の招聘と本学の学生との交換プログラム ②日本語教員等の招聘と本学の学生との交換プログラム ③中国語教員等と本学の学生との交換プログラム）の実施に向けて検討を開始する。また、平成21年度から客員研究員の受入ができるよう準備を始める。

また、学生の国際交流の活性化を図るため、全ての学部学生が留学の機会を得られるように、交換留学プログラムの改善を図るとともに、現在各学部が実施している短期海外語学研修について、将来的には2～3学部の合同プログラムを実施することも視野に入れ、検討を行う。

交換学生との様々な交流の機会を通じて、園児、児童、生徒、学生等が異文化理解や国際意識を高めることを目指し、交換学生にも学園の女子一貫教育を理解してもらうことを目指す。

VII. 図書・学術情報

1. 図書館活動

各学部の図書館運営委員との連携のもと、蔵書内容の充実、授業との連携等について協議し、開館時間の延長、地域開放など利用者のニーズに即した図書館サービスの充実を図る。

具体的には、積極的な資料収集により、各学部のカリキュラムに沿った専門書、学生用推薦図書等の充実を図ることにより、関連する資料を体系的に整備するとともに、各種データベースの導入及び図書館ガイダンスを通じて、利用者の教育・研究への支援の向上を目指す。

2. 情報利用環境整備

情報リテラシーガイドラインに基づく、情報リテラシー教育の展開及び情報リテラシー力向上のための環境構築を進めることにより、学生の情報リテラシー力の向上を図る。

平成20年度は、自主学習用プログラムの導入による情報関連資格の自習環境の整備及び入学者のレベルに配慮した授業を展開するとともに、共通化したシラバスの作成及び単位認定の可能性についても検討を行う。さらに、上位レベルの情報リテラシー力習得のため、初級システムアドミニストレータ及びマイクロソフト認定のMCP試験対策講座を実施する。

また、学園のエコ対策事業の一環として、情報機器の電源をタイマー制御で管理することにより、夜間の通電を停止させるほか、プリンタの出力指示を制御することにより、不必要な印刷による紙ゴミ排出量を抑制する。

VIII. 生涯学習・社会連携

一般社会に生涯学習の場を提供し、キャリアアップ、教養力の涵養等の受講生の多様な学習ニーズに対応することができる講座を、本学の教授陣も加わり、各種開講し、広く社会に生涯学習の機会を提供することとする。

また、学生のキャリア支援を実施するため、在学生の受験希望の多い各種試験科目について、学内を準会場として団体受験するなど資格取得支援を実施する。

IX. 管理運営

教員の業績情報についてのデータベース化の充実を進めることにより、各教員の専門分野に関連する各種競争的プログラム等への応募及びその支援体制の充実を図るとともに、大学の自己点検・自己評価体制をより一層充実させ、大学の各種事業の改善に役立てる。

X. 社会貢献

1. 臨床心理相談室をはじめとする相談事業の推進

人間関係学研究科では、一層の社会貢献ができる大学院を目指し、日進市と臨床心理相談室との連携を中核とする相談事業を推進し、展開する。地域住民の教育的、研究的ニーズが高いテーマを設定し、公開シンポジウム、公開講座等を開催する。多目的スペースとして、院生、教員、地域住民等が様々な形で交流できるオープンスペースを設置し、大学院の総合的教育力を高める一助とする。

2. 公開セミナーの開催と広報活動の充実

教育学部では、教員養成に関するGPの申請及び教員免許更新講座の開設が可能となるための実績づくりとして、保育実践ワークショップを含む地域現場還元型の公開セミナーを開催する。

4 椋山女学園高等学校・中学校に関する事項

I. 平成20年度の基本方針

幼稚園から6学部を擁する椋山女学園大学・大学院までの女子総合学園の中の中学・高等学校としての意識を明確にし、「人間になろう」に魅かれて入学してくる生徒及びその保護者の期待に応えるための教育実践を積み重ねる。

1. 学力の向上を目指し、家庭学習の定着を図る授業展開を工夫するための教科会を充実させる。
2. 生徒の主体的参加を伴う行事の企画・運営を行う。
3. 椋山女学園大学国際交流センターとの連携の上に立った、豊かな国際交流プログラムの企画・運営を行う。
4. 生徒が健全な学校生活を送るため、基本的な生活規律の確立を目指す日常的な指導を徹底する。
5. 生徒の自主性育成を図るため、生徒会活動の活性化を推進する。
6. 多様化する生徒の進路希望に応じた進路指導を実施する。
7. 成長期の心身の発達に留意し、椋山女学園食育推進センターとの連携の上に立った「食育」教育を立案・実施する。
8. 心の悩みを抱える生徒の実態把握と指導の充実を図る。
9. クラブ活動の活性化を図る。
10. 図書館を利用した椋山独自の多彩な学習活動の充実を図る。
11. 総合学園としての展望をもった生徒募集を策定する。

II. 教育活動

1. 生徒の自立的な学習習慣の確立と基礎学力の向上

- (1) 生徒が主体となる「調べて、まとめて、発表する」授業形態を工夫する。
- (2) 小テスト、補習などをこまめに実施し、家庭学習につながる課題を工夫する。
- (3) 客観的な学力実態分析を行い、生徒個人々の学習意欲を喚起する指導を推進する。
- (4) 望ましい学習態度、学習習慣の育成と定着を図る。

2. 6カ年を見通したシラバスの作成

平成19年度における各教科の実践の反省に基づき、より効果的なシラバスを作成する。

3. 教員の指導力向上

教科会での研修報告や公開授業など、指導法を交流する機会を設ける。

4. 「人間になろう」の教育理念のもとに行う特色ある教育

- (1) 「人権」、「環境」及び「国際理解・平和」の3分野を設け、調べ学習・実体験・まとめの発表などの学習を通じて、大テーマ「人間になろう」を追求する。
- (2) 修学旅行などの校外行事に際しては、事前研究、現地での講話・体験等、事後の報告レポート作成、プレゼンテーションなどの学習活動を展開する。
- (3) 情操を育成するため、芸術鑑賞の機会を設ける。
- (4) 国際理解を深める教育の一環としてオーストラリア・中国の姉妹校との隔年相互訪問に加えて、カナダ・ニュージーランドにおける語学研修を隔年実施する。
- (5) 人間教育の一貫として、「食育」に関する取り組みを推進する。

Ⅲ. 生徒指導

1. 生徒の自主性の育成

- (1) ホームルーム活動や委員会の充実を図る。
- (2) 生徒会活動の充実や発展を推進する。
- (3) 部活動の活性化を推進する。

2. 生活指導の充実

- (1) 身だしなみ・マナー・遅刻指導など、生活規律を確立する。
- (2) 問題行動への対応と防止を行う。
- (3) 家庭・関係機関等との連携を推進する。

Ⅳ. 進路指導

1. 進路決定生徒の自立的な学習習慣の確立と基礎学力の向上

高校では、年次を追って組み立てられた指導計画に沿って、進路意識の啓発から具体的な志望校・学部・学科選びまで、個々人の進路決定に向け、きめ細かい指導を推進する。

2. 併設大学進学者に対する進学指導

併設大学への進学については、高校2年次に大学各学部教員による学部内容の説明会を実施し、3学期末に大学での模擬授業を体験することにより、より明確な学部選択ができるよう指導する。

3. 他大学進学者に対する進学指導

他大学への進学希望者に対しては、外部進路情報の提供を綿密に行い、学力補充のための講座や補習を実施する。

4. 中学校における進路指導

併設高等学校への進学及びそれ以外の進路を希望する生徒に対し、それぞれ適切な指導を行う。

Ⅴ. 安全管理

1. 生徒の安全を確保するための交通安全指導と犯罪防止活動の実施

- (1) 交通安全・痴漢防止対策などにおける警察署との連携、生徒への広報活動を推進する。
- (2) 外部者による危険を想定した危機管理マニュアルの周知、防犯訓練の実施、防犯グッズの整備を図る。

2. 学校防災計画の充実

- (1) 災害発生時の緊急対応体制を整備し、マニュアルを作成する。
- (2) 災害発生時の徒歩による集団下校、保護者への連絡方法などについての対策マニュアルを作成する。

Ⅵ. 保健管理

1. 学校保健計画の作成と速やかな実施

- (1) 健康診断を実施する。
- (2) 環境測定を実施する。

2. カウンセリングなどの教育相談体制の整備・充実

- (1) 心身に悩みをもつ生徒の実態把握と職員間の連携を図る。
 - (2) カウンセラーや大学院人間関係学研究科の学生との連携を図る。
-
-

3. 講演会を通じて薬物乱用の防止

薬物乱用防止の講演会を実施する。

VII. 職員研修

1. 教育力向上のための研修実施

- (1) 全教員による学期1回の研修会を行う。
- (2) 校外の各種研修会への参加を推進する。
- (3) 教員の個人的な研修を支援する。
- (4) 全教員対象に、セクシャルハラスメント防止のための講演会を行う。
- (5) 新任教員への研修を行う。

VIII. 保護者との連携

- (1) PTA定例総会を実施する。
- (2) 各学年における保護者会や学級懇談会、PTA研修会を実施する。

IX. 施設・設備

1. 特別教室の有効活用

- (1) 授業後に、コンピュータ室1室を定期的に開放する。
- (2) 特別教室を適切に利用できる状態にする。

2. 視聴覚機器の有効活用

- (1) 普通教室のプロジェクターをいつでも使用できる状態に保つ。
- (2) 視聴覚機器を適切に利用できる状態にする。

3. 各種施設の有効活用

グラウンド・体育館など、諸施設の安全で有効な使用を促進し、ホームルームやクラブ活動の活性化に役立てる。

X. 生徒募集計画

1. 本校の魅力の広報・発信

学園広報課と連携を密にして、学校案内パンフレットやWebページの充実を図る。

2. 総合学園としての展望をもった生徒募集の策定

学園を取り巻く情勢分析、過去の入試結果の分析、入学生の実態調査を行い、生徒募集を策定する。

3. 各種企画の充実

オープンスクール・学校説明会・入試体験（中学）・入試説明会（高校）の充実を図る。

XI. 図書館活動

1. 学習・情報センターとしての学習活動支援

- (1) 新入生対象に図書館メディア・オリエンテーションを実施する。
- (2) 教科推薦図書を購入する。
- (3) 図書館での調べ学習授業や総合学習「人間になろう」に対し、レファレンスサービスを行う。
- (4) 授業での図書館利用を推進し、授業外での活用も促進する。

2. 読書センターとして読書活動の支援

- (1) 読書ノート・図書館利用ガイドを発行する。
- (2) 魅力ある選書と配架の充実に努める。
- (3) 生徒希望図書を購入する。
- (4) 図書委員会の活動を支援する。
- (5) ホームルーム読書会へ集団読書テキストを提供する。
- (6) 「栢中100冊の本」・「栢高100冊の本」により、読書活動を推進する。

3. 外部との積極的な連携

- (1) 図書カードを利用して保護者への貸出しを行う。
- (2) 栢山女学園高・中図書館ホームページによる情報提供を行う。
- (3) 周辺地域の小学生を対象に、日時を限定して閲覧室開放を実施する。
- (4) 外部の研修会に積極的に参加する。
- (5) 外部からの発表依頼や図書館見学の依頼には、積極的に応じる。

5 梶山女学園大学附属小学校に関する事項

I. 平成20年度における基本方針

本学園の建学の精神「人間になろう」及び小学校の「教育目的」に基づき、子供達の全面発達を願い、温かできめ細やかな教育の充実を図るとともに、私学らしさを発揮した清新な教育の構築を目指す。

II. 教育活動

1. 教育目的

本学園の建学の精神「人間になろう」及び本校校訓「強く、明るく、美しく」を教育の根幹におき、次の事項の具現化を目指し、教育の推進を図る。

- (1) 命を尊び、心や身体を鍛え、たくましく生き抜く力を養う。
- (2) 基礎的基本的な学力を養い、深く考え、自ら学ぶ態度や習慣を育てることにより、個性の伸張を図る。
- (3) 礼節を重んじ、豊かな情操を養い、品位ある生活態度を養う。

2. 教育方針

- (1) 幼稚園から大学院まで備えた当地方唯一の女子総合学園の一翼を担う学校として一貫教育を推進し、教育の充実を目指す。
- (2) 1学級30名の少人数学級編成により、個々の児童を大切にし、きめ細かな行き届いた指導に努める。
- (3) 女子のみの利点を生かした教育を迫及する。
- (4) 一部専科制を取り入れ、専門性を生かした指導の充実を図る。
- (5) 全体で統一している指導方針については、全職員が歩調を揃え指導に当たる。
- (6) 私立学校職員としての誇りを持ち、私学教育の特色を発揮すべく独自の指導実践を工夫する。

3. 教育活動

- (1) 旧学習指導要領の内容を維持し、学力の向上に努める。
- (2) 学力の基礎をなす国語・算数は勿論、他の教科も指導に工夫を凝らし、学力の向上に努めるとともに、児童の自ら学ぶ意欲を高める。
- (3) 専任講師による英語指導を1年生から教科として実施し、英語力及び英語によるコミュニケーション能力を高め、異文化理解の深化を目指す。
- (4) 4年生山の生活、5年生海の生活、6年生三方の生活、4・5年生野尻湖林間生活、6年生修学旅行などの校外宿泊生活を実施し、様々な体験活動を通じて児童の知見を広げるとともに、自立性協働性など多面的伸張を図る。
- (5) 漢字・計算コンテスト、書初コンクール、図工作品コンクール、縄跳び大会など様々なコンクールを実施し、児童の特性の伸張を図る。
- (6) 国際交流を進めるため、5・6年生希望者を対象にオーストラリアのパスでホームステイを実施する。
- (7) 情報教育については、3年生以上の各学年で専門講師によるパソコン指導を年間約10時間実施し、パソコン操作能力の習得向上を目指す。
- (8) 児童の特性の伸張を図るため、囲碁、和太鼓、三味線、フラダンス、新体操、エレキバンドなど普通の授業では扱わない内容について専門講師が指導する土曜教室を実施する。
- (9) 環境教育に力を入れるとともに、各学年で取り組んでいる教育内容の位置付けを明確にし、環境教育の統括化

を図る。

Ⅲ. 生徒指導

- (1) 人に優しい、人の痛みがわかる心温かな情緒の育成に努める。
- (2) 「早寝、早起き、朝ご飯」など児童の基本的な生活習慣の浸透を、保護者の理解と協力を強めながら推進する。
- (3) 挨拶、言葉遣い、所作、言動などに気をつけさせ、品位ある生活習慣を身に付けさせる。
- (4) 規則を守ってけじめある生活をし、誇りを持って行動できる子を育成する。

Ⅳ. 安全管理

- (1) 「防災計画」、「児童の安全確保及び防犯対策」、「災害時の措置」などの規程に基づき適切に対応する。
- (2) 防災・防犯施設の整備点検充実を図る。
- (3) 生活安全情報に留意し、通学路の安全確保、安全点検に努めるとともに、安全教室などを実施し、児童の登下校の防犯意識を高める。
- (4) 昼間は警備員による校門を中心とした学校周辺警備、夜間は防犯機器による機械警備を継続する。
- (5) 児童に携帯電話の所持を許可し、家庭との連絡を密にすることによって登下校の安全を図る。

Ⅴ. 保健管理

- (1) 学校保健計画を作成し、児童の健康管理の適正化を図る。
- (2) 児童の病気・怪我などに対する適切な対応について周知徹底を図る。

Ⅵ. 学校運営・組織運営

- (1) 財政的経営状況の健全化に努める。
- (2) 学校評価実施に向けその具体策を策定する。
- (3) 個人情報管理について適切な対応を図る。

Ⅶ. 職員研修

- (1) 研究授業等研修活動の活性化を図る。
- (2) 研究集録第10号を発刊する。

Ⅷ. 保護者・地域との連携

- (1) 学期に2回ずつの保護者会と年に2回の個人懇談会を開催し、保護者の学校教育への理解を深めてもらうとともに、教師・保護者間の意志の疎通を密にする。
- (2) 保護者とは日常の連絡も密にとることに留意し、相談事にも親身になって応えることに努める。
- (3) 地域からの信頼を高められるよう次の事項に留意し、努力する。
 - ① 地域の行事や地域の交通安全活動等にも積極的に協力参加する。
 - ② 児童の登下校や地下鉄・バス利用の態度の向上を図る。
 - ③ 保護者の学校周辺での自家用車駐停車のマナー向上を図る。

Ⅸ. 施設・設備

- (1) 施設・設備の保全、維持管理に努める。
- (2) 施設・設備・備品等の充実を図る。平成20年度は、体育館換気窓開閉の電動化、パソコンの新規リース、視聴覚機器の充実などを計画している。

X. 児童募集計画

- (1) 募集広報活動の充実を図る。マスメディアを利用した広告の効果的な掲載を図る。
- (2) 特色ある独自の授業の実践に努め、積極的にマスメディアに情報を流す。
- (3) 従来行なってきた幼稚園訪問等も過去の経緯・つながりを勘案しながら継続する。
- (4) 学校紹介ビデオ（DVD）は学校の現状に添うよう作り直し、内容を一新する。

6 梶山女学園大学附属幼稚園に関する事項

I. 教育方針

本学園の教育理念「人間になろう」を根幹とし、人間性豊かで心身ともに健やかな幼児を育成する。

さらに、本園の教育方針（①健康で明るく元気に満ちた幼児に育てる（健康）②何事も自分から進んで力いっぱい取り組む幼児に育てる（積極）③友だちと仲良く遊び、思いやりの心がわかる幼児に育てる（協調）④聞き分けがあり、きちんと挨拶のできる幼児に育てる（しつけ））に留意して、教育を進めていく。

II. 教育目標

1. 運動

全身を働かせて様々な活動に親しみ、充実感や満足感を味わう中で、自ら体を十分動かそうとする意欲や、進んで運動しようとする態度を育てる。それによって、健康な心と体の発達を促す。

2. 健康・安全

自分の体や命を大切にし、安全な生活ができる習慣や態度を育てる。そのために、健康な生活のリズムを身につける・生活に必要な活動を自分でする・自分達で生活の場を整える・交通安全や災害時に身を守る、などについて進んで行う力を養う。

3. 人との関わり

教師や友だちと共に過ごし、一緒に活動する楽しさを味わい、色々な思いを共感し合う中で、自分の思いを伝える力と、相手の思いに気づく思いやりの心を育てる。

また、友だちと一緒に物事をやり遂げたり、事の善悪に気づいて考えて行動したり、きまりを守ることの大切さなどに気づく力を育てる。

さらに、異年齢児との関わりや、高齢者や地域の人、中高大生など、様々な人と積極的に関わる体験を持つことによって、人と関わる力を育てる。

4. 言語・絵本

経験したことや考えたことを自分の言葉で表現すると同時に、相手の言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。また絵本や物語の世界に浸る経験を通して豊かな感情や豊かなイメージをもてる子どもに育てる。

5. 環境・自然・食

周囲の環境に対する感性を育み、環境に対して好奇心や探究心を持って関わる意欲や態度を育てる。植物や野菜を育てることにより、その成長や命の力に気づき、大切にしようとする気持ちを育てると共に、収穫や調理を通して、作ること食べることへの関心を高め、食生活の成り立ちを知り、その大切さに気づく子どもに育てる。

また環境に配慮した生活習慣を身に付けると共に環境保護への意識を高める。

6. 表現

自然や人々など身近な環境の中で感じたことや考えたことを、声や体の動きあるいは素材や楽器などを使って表現する楽しさを体験し、教師や友だちと感動を共有し合い、その積み重ねによって豊かな感性を育て、表現する意欲や創造

力を育てる。

Ⅲ. 安全管理・保健管理

- (1) 毎年、安全計画・危機管理マニュアルを見直し、改善を図る。
- (2) 年間、地震3回、火災2回、不審者4回程度の避難訓練を実施する。
- (3) 避難訓練時には必要に応じてガードマン、事務職員などにも協力を要請して行う。
- (4) 緊急時備品の保管場所を常に明確にし、中身の確認や入れ替えを定期的に行う。
- (5) 自衛消防隊組織・防火管理組織や避難訓練の担当組織を必要な都度見直し、いざという時の備えを常にしておく。
- (6) 教職員の安全対応能力向上の為に、園外の研修への参加及び園内での研修を行い、必要に応じて警察署・消防署などの協力を要請する。
- (7) 安全に関する施設・設備を最大限整えるとともに、教職員がすぐに対応できる備品は身に付けたり、手近な所に常に置いて緊急時に対応できるようにする。
- (8) 毎月最初の日を安全点検の日とし、点検表に従って全教職員で園内を限なく点検し、改善を行う。また怪我の発生については、掲示中の「ヒヤリ ハット マップ」を生かして発生場所について共通認識を深めるようにするほか、朝礼時に全教職員で事態を把握する。
- (9) 家庭との連携については「相山幼稚園の教育」などで入園当初から対応を伝えるほか、訓練実施の都度協力を要請する。
- (10) 担任、養護教諭などが日常的に子どもの健康観察を行い、異常を感じる場合は保健室コーナーで適切な対応をし、必要に応じて保護者への連絡・病院への付き添いなどを行う。
- (11) 在園中にどうしても担任が保護者の代行で与薬の必要がある場合は、「与薬連絡票」によって医師が処方した薬に限って取り扱う。
- (12) アレルギーの対応については、可能な限り安全安心な食品、物品、塗料や清掃剤などを使用する。給食やおやつへの対応は個別に行う。
- (13) 健康診断や部屋の空気検査などは、定期的に専門機関に要請する。

Ⅳ. 保護者との連携

- (1) 担任と保護者が、朝と帰りに直接顔を合わせて子どもの様子を伝えあう。
- (2) 各部屋の前の連絡板でその日の活動や連絡などを毎日伝える。
- (3) 毎月の保育のねらいや計画を月ごとに掲示し、常に目に触れるようにする。
- (4) 年間日程を4月に保護者に渡し、年間の流れがわかるようにするとともに、月ごとにも詳しい日程を渡す。
- (5) 園だより（月1回）、学年だより（随時）、クラスだより（随時）、保健だより（随時）など、園からの発信をできるだけ多くして、園の方針や子どもたちの様子を詳しく伝える。
- (6) 保育参観・保育参加・個別懇談会・希望者懇談会・学級懇談会・父親懇談会などを多く実施し、担任と保護者、また保護者同士の交流を深める。
- (7) 「コミュニケーションボックス」を常時設置し、保護者が随時意見を出せるようにする。
- (8) PTAと教育活動全般にわたって必要に応じて協力・連携をし、教育活動をより豊かで安全に行えるようにする。

Ⅴ. 地域への開放・発信・連携

- (1) インターネットに園の行事や幼稚園の教育活動をできるだけ多く載せ、地域に紹介する。
- (2) 講演会（年1～2回）を保護者ととも地域へも参加を呼びかける。
- (3) PTA主催の「親子のつどい」には卒園児とともに地域へも参加を呼びかける。

- (4) 地域から園に寄せられた意見・要望に対して、出来る限り応えるよう努力する。
- (5) 「すぎのこ絵本図書館」を毎週土曜日、夏休みは土日を除く毎日地域に開放し、貸し出しも行う。

VI. 教育相談体制

- (1) 園内の教育相談について担任の他、園長、主任などいつでも受け入れるようにする。
- (2) 園外からの相談も受け入れる旨を常時園外から見える位置に掲示する。
- (3) 園の全教員が私学協会認定の「教育相談員」の資格を取って対応する。

VII. 組織運営

服務監督、情報管理、経理管理については、学園全体の取り決めに従い実施する。

VIII. 研修

自己研修・園外研修

外部の研修に全員が出来るだけ多く参加し、その成果を園内で報告する。私学協会主催の「教育相談員」の認定を職員全員が取得する。

園内研修

- (1) 毎日学年会議をもって、実践上の問題を報告しあい、次の日の実践に生かす。
- (2) 週1回の職員会議において、学年毎の実践を報告し、全員で共有する。
- (3) 職員会議において、教員の日々の教育実践記録の実践例を紹介し、個々の教員の実践を全員で共有する。
- (4) 全教員が統一テーマを持って研究し、その成果を園外の専門家の参加の下で発表し、討論するとともに、「実践事例集」にまとめて発刊する。

IX. 施設・設備

園庭の改善・遊具の改善を毎年行い、子どもたちが安全に遊ぶことができるようする。平成20年度は年長トイレの改善などを行い、子どもたちが安全に便利に利用できるようにする。

X. 特別支援・連携

平成20年度も次のように、子どもたちがいろいろな人と触れ合う機会を設ける。

- (1) 祖父母、近所の人、学生など、子どもとの触れ合いを希望する人に来ていただく日「わくわくDAY」(年数回)
- (2) 併設大学学生の体験学習の受け入れ、併設大学教育学部実習生の受け入れ
- (3) 併設中学校の生徒が自作の絵本を携えて訪問
- (4) 老人ホーム、消防署などを訪問
- (5) お相撲さんの来園、警察署員(交通教室)などの来園
- (6) 環境サポーターによる自然教室
- (7) 人形劇観賞、ミニコンサート、サンタクロースの来園など
- (8) 併設小学校との連携、田代小学校との連携
- (9) 併設大学教育学部・人間関係学部などとの連携
- (10) 父母の協力による絵本図書館運営、父母による絵本読み聞かせ、大型絵本音楽付読み聞かせ、その他園行事の父母との連携
- (11) 校医をはじめ、近くの外科医などの医療機関との連携、関係の子どもが通っている福祉機関との連携